



海老名市告示第217号

都市計画を変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに海老名市に意見書を提出することができる。

令和8年10月16日

海老名市長 内 野



1 都市計画の種類

海老名都市計画生産緑地地区

2 都市計画を定める土地の区域

ア 追加する部分

海老名市国分北四丁目地内

イ 削除する部分

なし

ウ 変更する部分

海老名市上郷一丁目、下今泉三丁目及び杉久保南一丁目地内

3 都市計画の案の縦覧場所

海老名市役所まちづくり部都市計画課

4 縦覧期間

令和8年10月16日から同月30日まで



海老名市告示第218号

都市計画を変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに海老名市に意見書を提出することができる。

令和8年10月16日

海老名市長 内 野



1 都市計画の種類

海老名都市計画地区計画 海老名駅駅間地区地区計画

2 都市計画を定める土地の区域

ア 追加する部分

なし

イ 削除する部分

なし

ウ 変更する部分

海老名市上郷字大田切、扇町及びめぐみ町地内

3 都市計画の案の縦覧場所

海老名市役所まちづくり部都市計画課

4 縦覧期間

令和8年10月16日から同月30日まで